

会議名 令和3年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		手数料適正化検討委員会
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和3年10月13日
開催場所		本庁舎政策経営部会議室
議 題		豊島区手数料条例の改正について
公開の 可否	会 議	非公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部公開とする。
出席者	委 員	区民部長（副委員長）、財政課長、総合窓口課長、生活衛生課長、 建築課長、土木管理課長
	事務局	財政課3名
会議次第		(1) 議題の案件について説明 (2) 質疑応答

◎ 会議の概要等

下記の議題について、所管課長、事務局担当者より説明を行った。

1 豊島区手数料条例の改正について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部改正に伴う手数料規定の改正
(建築課)

令和3年5月28日公布の改正「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が
令和4年2月20日に施行されることに伴い、規定の整備を行いたい。

⇒改正案について承認した。

【委員からの質問とそれに対する回答】

・手数料の額が増えるものと減るものがある理由は何か。

⇒これまで行政が行っていた長期使用構造等の審査を知事が指定した登録住宅
性能評価機関が行うことになったため、審査業務に係る業務時間が減となり、
その分の金額が減額となっている。一方、人件費が高騰したことによる単価の
見直しを合わせて行っており、単価増が減額分を上回った場合には、手数料の
額が上昇している。

・長期住宅とは何年くらいを想定しているのか。

⇒一般住宅で、だいたい30年くらいが見込まれている。

・認定件数はどのような状況か。

⇒R2年度の実績で見れば、新築戸建てが489戸だったのに対して71件が認
定を受けているところであり、認定率は全体で14.5%となっている。多い
とは言えない状況であるが、申請件数が少ないのは、初期投資が高いというの
が理由として考えられる。また、共同住宅については、R2年度実績で1件で
あり、戸建て以上にコストがかかるため、件数が増えていないものと考えられ
る。改正により、一戸建てについては、手続き的な負担に変わりはないため件
数はそれほど変わらないと思われるが、共同住宅については、一住戸ごとの申
請だったものが一棟での申請が可能となるという観点からいえば、申請手続き
の負担が軽減されるため、多少は増える可能性がある。

・長期使用構造等の審査を行政が行わなくなり、手数料が減額になる代わりに、
登録住宅性能評価機関に支払う費用が新たに発生するのか。

⇒民間が設定しているため、民間によりそれぞれ設定されているが、業務として
は、これまでの審査項目と重複する部分があるため、負担が増えるとは考えに
くい。

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・提示された豊島区立手数料条例改正案について、手数料適正化検討委員会で承認したものとする。 <p>令和3年第四回定例会に、豊島区立手数料条例改案を上程する。</p>
提出された資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区手数料条例の一部を改正する条例について【建築課】 (説明資料①) ・豊島区手数料条例改正 新旧対照表 (説明資料②) ・手数料算定根拠について (長期優良住宅の認定業務) (説明資料③)
その他	なし